

電子マニフェストの普及状況と普及促進の取組み

電子マニフェストセンター

1 電子マニフェスト普及状況と普及促進の取組み

JWセンターでは、重点普及対象をはじめとする排出事業者及び処理業者に電子マニフェストへの加入を促進することにより、2025年度末において加入者数は33.7万者、年間登録件数は4,530万件の普及を見込んでいます（図1）。

引き続きシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開します。

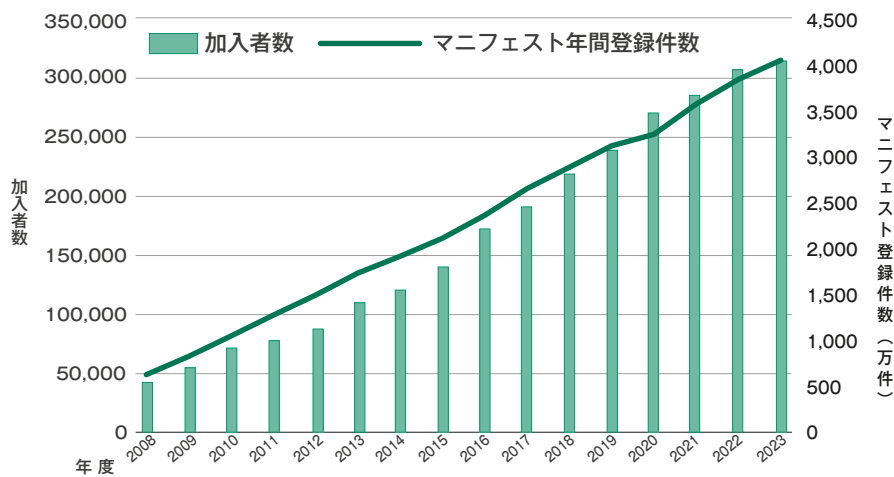


図1 電子マニフェストの加入者と年間登録件数の推移

(1) 普及状況を把握する指標について

電子マニフェストの普及の状況を把握するための指標について、第五次循環型社会推進基本計画（2024年8月閣議決定）では「産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率」となったことを踏まえ、JWセンターにおいても2025年度から普及の指標として捕捉率を採用します。環境省で算出した2021年度の産業廃棄物委託処理量は159,727千tであることから、捕捉率は160,000千tを分母とし、電子マニフェストで把握する委託量を分子として算出します（図2）。

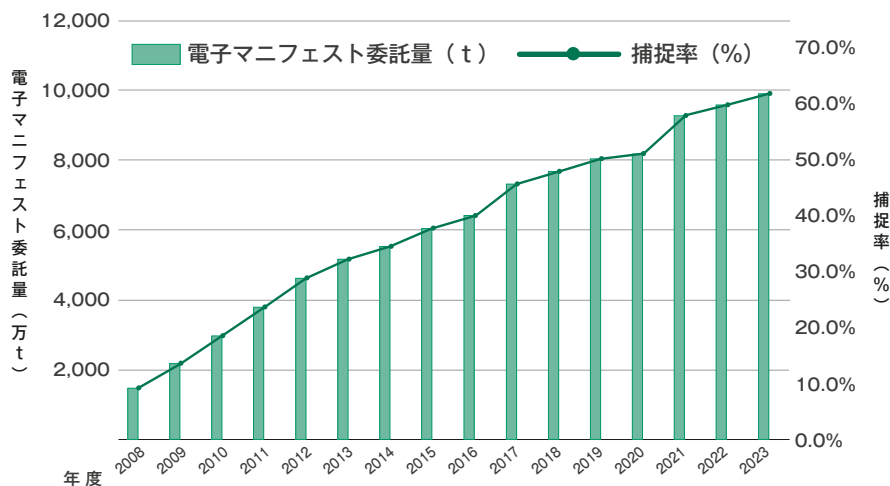


図2 電子マニフェストで把握する委託量と捕捉率の推移

(2) 重点普及対象への普及活動

- ① 電子マニフェスト導入によるメリットが大きい多量排出事業者への普及促進を図ります。
- ② 産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的少ない下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し加入を働きかけます。
- ③ 国、地方公共団体等が委託する産業廃棄物処理や発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、都道府県等の廃棄物担当部局、公共事業の所管府省、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子マニフェストの利用を積極的に働きかけます。

(3) 電子マニフェスト導入に向けた情報提供の充実

電子マニフェスト導入検討資料として「電子マニフェストガイドブック」と「解説動画」を大幅にリニューアルしてホームページに掲載しました。ガイドブックと動画が連動しているため、セットで学習できます。2025 年度も引き続き資料の充実に努めると同時に、情報を必要とする未加入者に効果的に提供する手法を検討していきます。

(4) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくために電話やメールによるサポートを行うほか、ホームページの情報を整理・充実させることにより電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の効率的な周知を図ります。

2 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムは、電子マニフェストの登録件数が伸び、その処理量が増加する中、2025 年度も安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を継続し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持します。

3 電子マニフェスト情報の有効活用等の検討

2027 年 4 月に施行される廃棄物処理法省令改正による電子マニフェストへの項目追加に対応したシステム開発を進め、対象加入者が円滑に利用できるように資料の整備、説明会の実施などにより情報提供を実施します。さらに、JWセンターに蓄積される情報を循環型社会形成推進に向けて活用していくための検討を進めます。